

エネルギー価格高騰にお困りで、
省エネ設備導入をお考えの

中小製造業者
の皆様

最大 500万円

まで補助金が受けられます。

札幌市
経済観光局

SAPP
RO

令和8年度

製造業省エネルギー設備導入補助金

公募期間

令和8年(2026年)7月6日(月)～9月30日(水)17時必着

※先着順での交付決定となり、予算額に達した時点で公募を終了します。

補助金額・補助率

最大500万円、4分の3以内

補助対象者

製造業を営む市内に本社及び製造拠点を有する
中小企業者等であること

申請方法

web申請

専用ホームページから必要書類をダウンロードのうえ補助金申請フォームより申請してください

<http://sapporocity-seizougyoushien.jp/business/>

補助対象事業

省エネルギーを目的とした設備の導入であり、札幌市内の製造拠点に導入する設備(自ら所有し、使用する設備)であること。

補助対象事業の 実施期間

交付決定日から令和9年1月5日(火)まで

※補助対象事業の実施期間内に発注し、納品・支払までを完了する必要があります。
納品及び支払が完了できない場合は、補助金を交付することができません。

お問い合わせ先

製造業省エネルギー設備導入補助事業事務局

TEL:050-3500-2177

(受付時間:平日 9:00 ~ 17:00)

<https://sapporocity-seizougyoushien.jp/>



補助事業の概要

詳細は、補助金専用ホームページ内の公募要領をご覧ください。

●補助対象者

製造業を営む市内に本社及び製造拠点を有する中小企業者等(みなし大企業は除く。)であること。

- ◎「製造業を営む」とは…日本標準産業分類(令和5年7月27日総務省告示第256号)における製造業(大分類番号E)を営んでいるものを指します。具体的には、次の要件を全て満たしている事業者とします。
 - ①新製品の製造加工を行う事業者
※新製品には部品等も含まれます。
 - ②製造加工した新製品を卸売する事業者
※“卸売”とは、卸売業者又は小売業者への販売、産業用使用者への販売、業務用に主として使用される商品の販売、同じ企業に属する他への事業所への製品引き渡しをいいます。
- ◎「本社」とは
登記上の本店を指します。
- ◎「製造拠点」とは
実際に製造を行っている事業所を指します。
※単なる事業所や営業所は該当しません。

●補助対象設備

「省エネルギーを目的とした設備」とは 下表のいずれかに該当するものを指します。

更新/新規	パターン	対象設備	要 件	設備例
更新	A	全て (Bを除く)	更新前後の設備を比較し、エネルギー消費量を年率10パーセント以上低減することが見込まれること ※変圧器については、年間損失電力量が10パーセント以上低減することが見込まれること	《ユーティリティ設備》 高性能ボイラ、冷凍冷蔵設備、産業用モーター、空気圧縮機(コンプレッサー)、産業ヒートポンプ、高効率空調、業務用給湯器、調光制御設備、照明設備(LEDに限る)、変圧器 など 《生産設備》 工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、ダイカストマシン など
更新・新規	B	発電関連設備	自家消費を目的とし、かつ施設等のエネルギー消費量を年率5パーセント以上低減することが見込まれること ※蓄電池については発電設備と同時に設置するものを対象とする ※電力買い取り制度(FIT、FIP)の認定を受けないこと	高効率コージェネレーションシステム、太陽光発電システム、蓄電池(発電設備と同時に設置する場合のみ)など

補足)次に掲げる設備は、補助金の対象外となります。

- ・新規導入設備(※発電関連設備を除く)
- ・「省力化・自動化」「高性能化」を主目的とするもの
- ・中古品、リース品
- ・取得価額が10万円未満又は耐用年数が1年未満の消耗品(ただしLEDは除く)
- ・自動車、二輪車、フォークリフト等の車両
- ・パソコン、モニター、テレビ、プロジェクター、タブレット端末、プリンター、コピー機、複合機、FAX 機器、卓上電気スタンド、扇風機、スマートフォン、電話等の事務関連設備
- ・主に従業員の福利厚生等を目的とする冷蔵庫や電子レンジ、空気清浄機、加湿器、給湯器、自動販売機など
- ・ハンドドライヤー、温水洗浄便座など

●補助対象経費

- ① 設備費:補助事業の実施に必要な設備の購入に要する経費
- ② 設計費:補助事業の実施に必要な設備に係る設計費やシステム設計費等
- ③ 工事費:補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費

手続きフロー

